

納税証明書について

※申請書提出日からさかのぼって、3か月以内に発行されたものを提出してください。（写し可）

		法人	個人	備 考
国 税	法人税	○		○法人→納税証明書「その3の3」（法人税と所得税及地方消費税に未納の税額がないことの証明）
	所得税		○	○個人→納税証明書「その3の2」（申告所得税及復興特別所得税と消費税及地方消費税に未納の税額がないことの証明）
	消費税及び地方消費税	○	○	
県 税	法人都道府県民税	○		最近1年分
	法人事業税	○		※委任状（様式共通01）を提出する場合、その委任先の納税証明書（未納がない証明書等）も添付してください。 （委任元、委任先 両方の証明書等が必要です。）
	個人事業税		○	
市町村税	南部町が課税する税目	○	○	最近1年分 ※未納がない証明書等 ※南部町で課税がある場合のみ （委任元、委任先で南部町での課税がない場合は不要）

※新型コロナウイルス感染症の影響により、国税の特例猶予制度を受けており、納税証明書（その3の3、その3の2）の交付を受けられない場合は、下記の書類を提出することにより、未納の扱いとはしないものとします。

- ①納税猶予許可通知書又は換価猶予許可通知書の写し
（新型コロナウイルスの影響により1つ以上の納税猶予または換価猶予を受けているものが分かるもの）
- ②法人税・消費税・地方消費税（個人の場合は所得税・消費税・地方消費税）の納税証明書（その1）の写し
（猶予を受けている税額を除き、未納税額がないことが分かるもの）

※国税の納税証明書は、インターネット等を利用して交付請求を行い、納税証明書を受け取る（税務署窓口または郵送）ことができます。また、令和3年7月から導入された電子納税証明書（電子ファイル）で取得することができます。（電子納税証明書は、印刷の上、提出してください。）

詳しくは、国税庁e-Taxホームページ（http://www.e-tax.nta.go.jp/tetsuzuki/shomei_index.htm）をご覧ください
ただ、所轄の税務署にお問い合わせ下さい。

※町民税に滞納がないことの証明書は、「税証明交付申請書」と「委任状（本人以外の申請の場合）」を準備し、税務課、南部支所、福地支所、剣吉支所のいずれかで申請してください。（申請書の交付には窓口に来られる方の本人確認が必要です。）

申請書の書き方等については、各窓口へお問い合わせください。